三　第一号の署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名、生年月日、住所及び個人番号に係るもの

第七条第三項各号列記以外の部分を次のように改める。

令第四十一条の二第一項に規定する障害者等の氏名、生年月日及び住所を証する住民票の写し、健康保険の被保険者証、運転免許証その他の財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類（当該障害者等の氏名、生年月日及び住所の記載のあるものに限る。）とする。

第七条第三項第八号を同項第九号とし、同項第一号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項（定義）に規定する個人番号カード（第四項第一号において「個人番号カード」という。）で、法第十条第二項の規定による提示、同条第五項の規定による告知又は令第四十三条第一項（非課税貯蓄に関する異動申告書）若しくは第四十七条第二項（非課税貯蓄相続申込書）の規定による提示をする日（以下この項及び第四項において「告知等の日」という。）において有効なもの

第七条第三項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3　法第十条第二項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。以下この項及び第六項において同じ。）又は情報が記録された電磁的記録とする。

一　署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項（署名用電子証明書の発行）に規定する署名用電子証明書をいう。以下この項及び第六項において同じ。）

二　前号の署名用電子証明書により確認される電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項（定義）に規定する電子署名をいう。第六項において同じ。）が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名、生年月日及び住所に係るもの

4　令第四十一条の二第三項に規定する個人番号カードその他の財務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類（障害者等である者の氏名、生年月日及び住所の記載のあるものに限る。）とする。

一　個人番号カードで告知等の日において有効なもの

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第七条第一項（指定及び通知）に規定する通知カード及び令第四十一条の二第一項に規定する住民票の写し又は住民票の記載事項証明書で、当該障害者等である者の個人番号の記載のあるもの（告知等の日前六月以内に作成されたものに限る。）及び令第四十一条の二第一項に規定する住所等確認書類（第二項第一号及び第二号に掲げる書類を除く。）

三　住民票の写し又は住民票の記載事項証明書で、当該障害者等である者の個人番号の記載のあるもの（告知等の日前六月以内に作成されたものに限る。）及び令第四十一条の二第一項に規定する住所等確認書類（第二項第一号及び第二号に掲げる書類を除く。）

第八条の三第一号中「個人番号又は」及び「（個人番号を有しない個人にあつては、名称及び所在地）」を削り、同条第三号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改める。

第十条第二項第一号中「、個人番号」を削る。

第十一条第一号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改める。

第十三条第一項第七号中「第七条第六項又は第七項」を「第七条第八項又は第九項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改める。

第十八条の四第一項第一号イ中「第二項及び第四項」を「次項、第四項及び第九項」に改め、同条第二項中「この条」を「この項、第四項、第六項及び第八項」に、「要件」を「要件等」に改め、同条第三項第二号中「第四号」を「第五号イ」に改め、同項第三号中「次号」を「第五号ロ及び第六号」に改め、同項第四号イ中「ロ及びハ」を「ニ及び次号」に改め、同号ロ中「再編強化法」を「特定農業協同組合（再編強化法」に改め、「特定農業協同組合」の下に「をいう。ハにおいて同じ。）」を加え、「信用事業」を「農業協同組合法第十条第一項第三号の事業」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　特定農業協同組合が特定承継会社に対して行う農業協同組合法第十条第一項第三号の事業の全部の譲渡

第十八条の四第三項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　再編強化法附則第三十条第一項（農林中央金庫と特定承継会社との合併）の規定による農林中央金庫と特定承継会社（再編強化法附則第二十六条第一項（特定承継会社に係る農林中央金庫法等の特例）に規定する特定承継会社をいう。以下この項において同じ。）との合併

第十八条の四第三項に次の二号を加える。

六　再編強化法附則第二十九条第一項（特定農業協同組合等から特定承継会社への信用事業の譲渡）の規定による信用農業協同組合連合会が特定承継会社に対して行う信用事業の全部又は一部の譲渡

七　再編強化法附則第三十一条第一項（特定承継会社から農林中央金庫への事業の譲渡）の規定による特定承継会社が農林中央金庫に対して行う事業の全部又は一部の譲渡

第十八条の四第五項中「おける」の下に「加入事業主（」を、「加入事業主」の下に「をいう。第九項、第十項、第十三項及び第十四項第三号において同じ。）」を加え、同条第七項中「過去勤務等通算期間に係る運用収益として」を削り、「同号」を「同号ロ」に、「当該」を「同号に規定する」に、「に規定する資産」を「の規定による資産」に改め、同条第八項中「合併等被共済者に係る」の下に「退職金共済契約（」を、「退職金共済契約」の下に「をいう。次項第一号及び第十項において同じ。）」を加え、同条第九項第一号中「に規定する他の特定退職金共済団体（以下この項及び」を「の他の特定退職金共済団体（」に改め、「（同条第一項第二号に規定する被共済者をいう。次号において同じ。）」を削り、「同項第一号に規定する退職金共済契約（次項において「退職金共済契約」という。）」を「退職金共済契約」に改め、「（同号に規定する加入事業主をいう。次号及び次項において同じ。）」を削り、「同条第一項第七号ハ(3)の特定退職金共済団体（以下この項」を「同項第七号ハ(3)の特定退職金共済団体（次号」に改め、同条第十一項中「に規定する他の」を「の他の」に改め、同条第十二項中「二年間」を「三年間」に改め、同条第十三項第二号中「令第七十三条第一項第一号に規定する」を削る。

第十九条第一項第六号中「取消し）」を「取消し等）」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　令第七十五条第三項に規定する届出書を提出した後再び第一号の申請書を提出する場合には、同項に規定する年月日

第二編第一章第一節の次に次の一節を加える。

### 第一節の二　所得金額の計算の通則

**第十九条の四**　令第八十四条第一項（譲渡制限付株式の価額等）に規定する財務省令で定める関係は、同項に規定する譲渡制限付株式（以下この条において「譲渡制限付株式」という。）の交付の直前に同項の個人から役務の提供を受けた法人（以下この条において「特定法人」という。）と当該特定法人以外の法人との間に当該法人が当該特定法人の発行済株式（同項に規定する投資法人にあつては、発行済みの同項に規定する投資口）又は出資（自己が有する自己の株式（出資、同項に規定する投資口その他これらに準ずるものを含む。以下この項において同じ。）を除く。以下この条において「発行済株式等」という。）の全部を保有する関係があり、かつ、当該交付の時から当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間（令第八十四条第一項第一号に規定する譲渡制限期間をいう。以下この条において同じ。）終了の時まで当該特定法人と当該法人との間に当該関係が継続すること（当該譲渡制限期間内において当該法人を被合併法人又は分割法人とする合併又は分